

IFRSs Phase2 Ver,1.0

～第1章 財務諸表の表示～

2010年5月16日

TAC国際会計基準講座

第2部のアプローチ

- 第1部と同様、
「概念フレームワーク→コア原則→個別基準」
の順で考えていく。
- 原則主義の会計基準に対する、
王道の学び方で進めていきましょう。

第1章では、「財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements)」について扱います。情報利用者に提供物される財務報告の枠組みの部分です。

I . 概念フレームワーク

- まず、財務報告の目的をみていきましょう。
 - 財務報告の目的に関する記述
 - 財務報告の目的は、投資者の情報ニーズを満たすことを通して、幅広い情報利用者のニーズを満たすことである。
 - 投資者は、リスクを伴う資本の提供者であり、投資に内在するリスクとリターンに関心を有し、購入・保有・売却の意思決定情報が必要とする。
 - 上記の目的のためには、企業のキャッシュ・フローを生み出す能力とその時期、発生の実質性の評価を行う必要がある。
 - 企業の財政状態、業績、財政状態の変化に焦点を当てて情報を提供することで、その評価はより行いやすくなる。

財務報告の目的は、投資家による以下の評価に資することである。

- ・ 企業の「キャッシュ・フロー生成能力」(リターン)
- ・ その時期、発生における不確実性(リスク)

I. 概念フレームワーク

- 提供される情報は、どのように使われることを想定しているのでしょうか。
 - 提供される情報に関する記述
 - 財政状態は、企業が支配する資源・財務構造・流動性・支払能力・経営環境への適応能力に左右される。(主として、B/Sを想定)
 - 企業が支配する資源情報、及び、過去における資源の調整能力に関する情報は、企業のキャッシュ・フロー生成能力を評価するのに有用である。
 - 財務構造に関する情報は、将来の借入れの必要性、将来の利益及びキャッシュ・フローの利害関係者の間での配分や、将来の資金調達の容易性に関する予測に有用である。
 - 流動性及び支払能力に関する情報は、将来に期限の到来する財務上の支払可能性の予測に有用であり、その上での長期にわたる現金資産の利用可能性を予測させるものである。
 - 業績、特に収益性情報は、将来獲得する経済的資源の変動の評価のために必要である。(主として、P/Lを想定するが、P/Lのみでは表現できない)
 - 特に、業績変動情報は重要である。これらは、既に有する資源からのキャッシュ・フロー生成能力のみならず、将来追加的資源を獲得する場合の効率性の予測にも有用である。
 - 財政状態の変動に関する情報は、期間中の企業の投資・財務・営業活動の評価に有用である。(主として、C/Fを想定)
 - これらは企業のキャッシュ・フロー生成能力と、その利用に関する企業のニーズを評価するための基礎となる。
 - その他の情報
 - B/S, P/L, C/Fについての利用者ニーズに合った追加的な情報や、企業に影響を及ぼすリスク及び不確実性に関する情報、財務諸表に計上されない資源や債務、セグメント別の情報が提供されるかもしれない。

II. コア原則

- 概念フレームワークから「財務諸表の表示」に関し、以下のコア原則が導けます。
 - コア原則：
投資家の投資の評価のために、リスク・リターン情報は、財務報告において十分に開示されなければならない。
 - ということは、
 - 財務報告の担い手は、投資家の投資の評価がどのようになされるかについて、十分に理解する必要がある。
 - その上で、情報の質が保てるような財務報告を実施する必要がある。
 - 要請される情報の質的特性には、「投資意思決定関連性」「表現の忠実性」「比較可能性」「検証可能性」「適時性」「理解可能性」等がある。
-

II. コア原則

投資家による投資の評価

- とすると、「投資家はいかに投資の評価をするか？」の理解がポイントになってきます。ここでは、基本的なことを確認しましょう。
 - 投資家による投資の評価
 - 投資家は、リターンが高く、リスクの低い投資商品を選好する。
 - リターン＝期待できる収益の平均値
 - 債券ならば、クーポンレート＋取得・償還（売却）差額
 - 株式ならば、配当と値上がり益
 - リスク＝期待できる収益の不確実性
 - 債券ならば、不履行（デフォルト）リスク
 - 株式ならば、配当や株価の変動リスク
 - 投資商品
 - リスクの低いものには、定期預金や高格付けの債券などがある。リターンは、通常低い。
 - リスクの高いものには、低格付けの社債や投資信託、株式などがある。リターンはリスクの高さに応じて、高くなる。
 - 株式投資
 - リターンが固定されておらず特にリスクの高い投資であるといえる。リターン・リスク共に、投資家側で見極める必要が出てくる。
-

II. コア原則

投資家は株式をいかに評価するか？

□ 具体的手法

- 投資家による株式評価の方法で、よく言及されるのはDCFモデルを活用した企業価値評価です。

□ DCFモデルを活用した企業価値評価

- 事業に関しては、企業が生み出すキャッシュ・フローを仮定し、それをリスクに応じた割引率で割り引くことによって価値を算定する。
- 事業以外の資産・負債については、その決済価値によって価値を算定する。
- 上記の合計を株式総数で割った価値を、1株当たり価値とみなす。

□ 以下の利点から、株式評価の手法として広く受け入れられている

- リスク、リターンの情報が考慮される
- 技術的に簡便
- リアル・オプションによる補正等、モデルを拡張する余地がある
- 株価の分析の基準点となる

概念フレームワークでも「キャッシュ・フロー生成能力」に関する言及があることから、DCFモデル的な株式評価を前提としていと考えられます。

II. コア原則

DCFモデルによる株式評価 (基本形)

□ 基本的な計算は以下の形による。

+ 将来のフリーキャッシュ・フローの割引現在価値

+ 現金預金等

事業価値

－ 有利子負債 (債権者価値)

株主価値

□ 将来のフリーキャッシュ・フローの現在価値は、

- セグメント別に、将来にわたるモデルで計算する。
 - 事業環境の将来の変化のシナリオ (仮定) をたてる。
 - 売却する資産などは、売却キャッシュ・フローで考える。
-

III. 個別基準

□ 財務報告の枠組みに関連するIFRSsとしては以下のものがあります。

□ IAS

- 第1号 「財務諸表の開示」
Presentation of Financial Statements
- 第7号 「キャッシュ・フロー計算書」
Cash Flow Statements
- 第8号 「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」
Accounting Policies, Changing Accounting Estimates and Errors
- 第10号 「後発事象」
Event after the Balance Sheet Date
- 第24号 「関連当事者についての開示」
Related Party Disclosures
- 第33号 「1株当たり利益」
Earnings per Share
- 第34号 「中間財務報告」
Interim Financial Reporting

これらは改訂作業中

□ IFRS

- 第1号 「IFRSsの初度適用」
First-time Adoption of International Financial Reporting Standards
 - 第8号 「事業セグメント」
Operating Segment
-

III. 個別基準 基準概要

- 簡単に、それぞれの内容を確認しましょう。
 - 将来キャッシュ・フロー情報予測の立案のために…
 - IAS第1号「財務諸表の開示」
 - 投資家が将来キャッシュ・フローの予測をたてるための基礎となる財務諸表、財政状態計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書、その他注記の提供などの枠組みを提供する財務報告基準。
 - IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」
 - 投資家が将来キャッシュ・フローの予測をたてやすくするために、キャッシュ・フロー情報の報告に関する枠組みを提供する財務報告基準。
 - IFRS第8号「事業セグメント」
 - 投資家が将来キャッシュ・フローの予測を事業別にたてやすくするために、セグメント区分別の情報の報告に関する枠組みを提供する財務報告基準。
 - IAS第24号「関連当事者についての開示」
 - 企業が特定の関係者と特殊な条件で取引をしている場合に、投資家はその影響を評価に適切に取り込めるように開示の枠組みを提供する財務報告基準。
-

III. 個別基準 基準概要

□ 情報の適時な提供のために……

□ IAS第34号「中間財務報告」

- 投資家が、想定した予測の確認や修正を行うための財務報告がタイムリーに行われるように、年度決算期以外の中間財務報告の枠組みを提供する財務報告基準。

□ IAS第10号「後発事象」

- 投資家へ、将来見通しへインパクト情報があるような決算日後に起こった重要事象に関し、報告が行われるような枠組みを提供する財務報告基準。

□ 会計手法が変更になった場合において……

□ IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」

- 会計方針の変更や会計上の見積もりが変更された場合や、誤謬が生じた場合に、投資家が評価モデルの修正を適切にできるような情報提供の枠組みを提供する財務報告基準。

□ IFRS第1号「国際財務報告基準 (IFRSs) の初度適用」

- IFRSsへの移行した企業の初年度の開示について定め、投資家が評価モデルの修正を適切にできるような情報提供の枠組みを提供する財務報告基準。

□ その他の情報として……

□ IAS第33号「1株当たり利益」

- 基本的1株当たり利益と希薄化後1株当たり利益の開示により、投資家の企業評価の指標を提供する財務報告基準。
-

III. 個別基準

IAS第1号 「財務諸表の表示」

- **完全な一組の財務諸表を比較情報と共に開示することが要求される。**
 - 期末の財政状態計算書
 - 包括利益計算書
 - 所有者持分変動計算書
 - キャッシュ・フロー計算書
 - 重要な会計方針の要約及び他の説明的情報を含む注記
 - 遡及適用等を行った場合は、最も古い比較期間の期首財政状態計算書
 - **会計方針の要約・注記において**
 - 会計方針の適用の過程で経営者が行った判断等を開示しなければならない。
 - 見積もりの不確実性に関する開示を行わなければならない。
 - **IFRSsのすべての規定に準拠していない限り、財務諸表がIFRSsに準拠していると開示してはならない。**
 - きわめて稀であるがIFRSsに準拠すると、財務報告の目的に照らして誤解を招く場合、規定から離脱しなければならない。
-

III. 個別基準

IAS第7号 「キャッシュ・フロー計算書」

- 営業、投資、財務の諸活動に区分されたキャッシュ・フロー計算書を開示する。
 - 営業活動によるキャッシュ・フローの報告は、直接法（純粹直接法or間接直接法）か間接法による。
-

III. 個別基準

IFRS第8号 「事業セグメント」

- 企業は、事業セグメント別の情報を区分して報告する。
 - セグメント区分は、内部報告や業績管理のために設けているセグメント区分を用いる。
 - 報告情報は、外部顧客収益、セグメント間収益、金利収益費用、減価償却費、持分法利益、法人税等、会計処理の基礎となる事項等
 - 事業セグメントとは別に、以下の情報も開示する。
 - 各製品及びサービス別の外部顧客からの収益
 - 国内収益および海外収益 (地域別)
 - 国内所在資産及び海外所在資産
 - 主要な顧客への依存度情報
-

III. 個別基準

IAS第24号「関連当事者についての開示」

- 企業は、経営幹部の報酬の合計等を開示する。
 - 関連当事者との取引は、財務諸表に与える影響を把握するのに必要な開示を行う。
 - 開示項目
 - 取引金額、未決済残高、貸倒引当額等
 - 開示は以下の個別に行う。
 - 親会社、重要な影響力を持つ会社、子会社、関連会社、出資先ジョイントベンチャー、経営幹部、その他関連当事者
-

III. 個別基準

IAS第34号「中間財務報告」

- **中間財務報告書は、最低、以下を含む。**
 - 要約財政状態計算書
 - 要約包括利益計算書
 - 要約持分変動計算書
 - 要約キャッシュ・フロー計算書
 - 精選された注記

 - **以下の期間の開示が要求される。**
 - 財政状態計算書・・・中間期間末＋前年度末
 - 包括利益計算書・・・中間期間、累計期間＋前年度同期
 - 持分変動計算書・・・累計期間＋前年度同期
 - キャッシュ・フロー計算書・・・累計期間＋前年度同期

 - **会計方針は年度と統一し、調整等を行ってはならない。**
 - 年度より見積もりをより多く使うことにはなる。
-

III. 個別基準

IAS第10号「後発事象」

- **修正後発事象**
 - 財務諸表における金額に影響を与える決算日後の事象は、財務諸表の修正を行う。
 - **修正を要しない (開示) 後発事象**
 - 財務諸表における金額に影響を与えない決算日後の事象は、重要性がある場合開示を行う。
 - **継続企業**
 - 経営者が報告期間末日後に、企業を清算または営業停止の方針を決定した場合 (ないし、他の代替案がないと判断した場合) 企業は、継続企業ベースの財務諸表を作成してはいけない。
 - **公表の承認**
 - 財務諸表の公表に向けた承認日及び承認者はこれを開示する。
-

III. 個別基準

IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」

□ 会計方針の変更

- 特定の基準による影響か、より目的適合な財務報告をもたらす場合、会計方針を変更する。
- 会計方針の変更は、経過措置によるか、なければ遡及適用をする必要がある。

□ 会計上の見積りの変更

- 会計上の見積りの変更の影響は、将来に向かって認識する。
 - 減価償却方法は、IFRSsでは会計上の見積りとなる

□ 誤謬

- 過年度の誤謬は、重要性ある場合遡及的修正再表示によって修正しなければならない。

□ 会計基準のヒエラルキー

- IFRSsが具体的に存在しない会計処理は、以下を順に参考に行う。
 - 類似の事項関連する事項に関するIFRSs
 - フレームワークにおける定義、認識規準、測定概念
 - 類似フレームワークを用いている他国の基準や専門的文献、業界実務慣行
-

III. 個別基準

IFRS第1号「国際財務報告基準 (IFRSs) の初度適用」

- 初度適用企業は、IFRSsへの移行日付でIFRSs開始財政状態計算書を作成する。
 - IFRSs移行日及び比較年度、報告年度においては同一の会計方針を用いなければならない。
 - IFRSsへの移行日、比較対象期間末での企業の見積もりは、従前の会計基準に従ったものと首尾一貫する必要がある。
 - 従前の会計基準からIFRSsへの移行の影響は調整表によって説明する必要がある。
 - 会計方針の遡及適用
 - 金融資産・金融負債の認識の中止・ヘッジ会計・被支配持分に関しては、未来に向かっての適用となる。
 - IFRSs移行日前の企業結合については、遡及適用を除外できる。
 - また、14項目の遡及適用の免除可能規定がある。
-

III. 個別基準

IAS第33号「1株当たり利益」

- 親会社の普通株主帰属の1株当たり純利益の開示が要求される。
 - 1株当たり純利益
＝帰属損益/期中発行済み株式加重平均
 - 優先株式等の影響排除後で計算する。
 - 転換株式等の希薄化効果も考慮する。
-

IV. 改訂情報

現行財務諸表の問題点

- 投資の評価を行う上で・・・
 - キャッシュ・フロー情報、セグメント情報等において、大分情報は拡張されて来たものの・・・
 - 分析のためのデータを、財務諸表から拾い上げなくてはならない。(事業用資産・負債、投資的資産・負債、財務的資産・負債が混在)
 - そこで、DCFモデル等の分析手法に適するように、財務諸表の表示の変更が検討されている。

Financial Statements Presentation
改善プロジェクトがMoU関連プロジェクトとして進行中である。
ディスカッションペーパーは2008年10月16日に公表された。

IV. 改訂情報

財務諸表の表示ディスカッションペーパーの内容

- 3つの財務諸表の表示区分を「事業(business)」及び「財務(financing)」に統一する。(一体性の原則)
 - 上記表示区分への区分は企業経営者の判断とし、会計方針として決定する。判断は、セグメント単位で行う。表示順序も企業の判断による。
 - 財政状態計算書の表示様式は、資産及び負債の純額表示に変更。
 - 包括利益計算書は、1計算書方式のみ。当期利益を残し、その他の包括利益を示し、リサイクリングも認める。
 - キャッシュ・フロー計算書では、事業からのキャッシュ・フローには、直接法が適用される。(現在、猛反対にあっている。) キャッシュの定義は、現預金のみとする。
 - 新たな注記として、包括利益計算書からキャッシュ・フロー計算書への調整表の作成を求める。
-

IV. 改訂情報

新財務諸表の表示モデル

□ IASBで提案されている新しいモデルは以下。

財政状態計算書	包括利益計算書	キャッシュ・フロー計算書
事業 ≫ 営業資産及び負債 ≫ 投資資産及び負債	事業 ≫ 営業収益及び費用 ≫ 投資収益及び費用	事業 ≫ 営業キャッシュ・フロー ≫ 投資キャッシュ・フロー
財務 ≫ 財務資産 ≫ 財務負債	財務 ≫ 財務資産収益 ≫ 財務負債費用	財務 ≫ 財務資産キャッシュ・フロー ≫ 財務負債キャッシュ・フロー
法人所得税	法人所得税 (事業及び財務に係るもの)	法人所得税
非継続事業	非継続事業 (税引後)	非継続事業
	当期利益	
	その他の包括利益 (税引後)	
所有者持分	包括利益	所有者持分
		現金の純変動

IV. 改訂情報 IASB Work Plan

-projected timetable as at 19 April 2010

- Financial Statements Presentation
(財務諸表の表示) プロジェクト
 - MoUの一部
 - Discontinued operation (非継続事業)
 - 4月に公開草案、2010年下半期に確定
 - Presentation of items of other comprehensive income (その他の包括利益の要素の表示)
 - 4月に公開草案、2010年下半期に確定
 - Replacement of IAS 1 and IAS 7 (IAS1とIAS7の置き換え)
 - 5月に公開草案、2011年第2四半期に確定
 - 主たる内容
 - カテゴリー別表示
 - 包括利益計算書の1計算書方式への統一
 - キャッシュ・フロー計算書の直接法への統一
-

IV. 改訂情報

ASBJプロジェクト計画表 2010年4月

☐ 既存の差異プロジェクト

■ 包括利益の導入

- ☐ 平成21年12月25日
企業会計基準公開草案第35号
「包括利益の表示に関する会計基準 (案)」公表
- ☐ 2010年4月以降に開始する事業年度の年度末から
(2011年3月期決算から適用される見通し)

☐ MoU関連プロジェクト

■ 財務諸表の表示 (フェーズB)

- ☐ 2010年末論点整理、2011年上旬公開草案公表予定
- ☐ カテゴリー別表示
- ☐ 包括利益計算書の1計算書方式への統一
- ☐ キャッシュ・フロー計算書の直接法への統一

■ 非継続事業の区分開示

- ☐ 2010年末公開草案、2011年上旬基準化予定
-